

平成30年度 第3回 小平市介護保険運営協議会 会議要録

1	開催日時	平成30年12月20日(木) 午後2時00分～3時30分
2	開催場所	小平市健康福祉事務センター 2階 会議室(3)(4)
3	出席委員名 (敬称略)	井上斉、上原健嗣、小川容子、落合高幸、金子恵一、川上政子、久保田進、佐田恵子、清水太郎、下村咲子、多賀谷守、林田良子、比留川実、松川茂雄、渡邊浩文
4	配付資料	<ul style="list-style-type: none"> (1) 平成30年度 第3回 小平市介護保険運営協議会 会議次第 (2) 資料1 地域密着型サービス事業所の指定更新について (3) 資料2 小平市及び地域包括支援センターの評価について (4) 資料3 平成30年度小平市地域包括支援センター活動報告 (4月～10月) (5) 資料4 平成30年度小平市地域型地域ケア会議実績報告 (7月～10月) (6) 資料5 小平市地域密着型サービス整備・運営事業者の選定結果について (7) 資料6 総合事業の事業所指定の状況 (8) 資料7 地域包括ケア推進計画第4章 1 地域づくり・日常生活支援 (9) 資料8 地域包括ケア推進計画第4章 2 見守り体制の充実 (10) 参考資料 事前質問への回答
5	傍聴人数	1名
6	次 第	<ul style="list-style-type: none"> 1 開会 2 配付資料の確認 3 協議・検討事項 <ul style="list-style-type: none"> (1) 地域密着型サービス事業所の指定更新について (資料1) (2) 小平市及び地域包括支援センターの評価について (資料2) 4 報告事項 <ul style="list-style-type: none"> (1) 地域包括支援センターの活動実績、地域ケア会議実績報告について (資料3、資料4) (2) 地域密着型サービス整備・運営事業者の選定結果について (資料5)

		<p>(3) 総合事業の事業者指定状況について (資料6)</p> <p>5 その他</p> <p>(1) 地域包括ケア推進計画(第7期) (第4章 施策の取組)について</p> <p>1 地域づくり・日常生活支援 (資料7)</p> <p>2 見守り体制の充実について (資料8)</p> <p>6 閉会</p>
--	--	---

1 開会

2 配付資料の確認

3 協議・検討事項

(1) 地域密着型サービス事業所の指定更新について

[質疑応答]

委員：恩賜財団の同胞援護会が、東大和市にあるのか。

事務局：東村山市に所在地があり、東大和市の補助金を受けて建設し、その関係で事業所名に東大和市が入っているのではないかと推測される。

会長：それでは、この案件については、了承ということによろしいか。

(異議なし)

会長：それでは、了承とする。

(2) 小平市及び地域包括支援センターの評価について

[質疑応答]

委員：9番目についてセンター職員の資質向上の観点から、年度当初に研修計画を策定するとなっているが、なぜ、策定できないのか。17番目について、市の方針を示していないのに、なぜセンターが市の方針に沿ってできるかという点に矛盾がある。19番目について、△があるが、プライバシーの厳守は、センター業務に対する信頼の根本であり、なぜプライバシーを整備できていないところがあるのか。

事務局：9番目については、来年度は、早い時期に計画を策定するよう努めていく。ここ数年、制度の改正、生活支援コーディネーターの配置などの話題もある中、専門的な学術的な研究をされている方や実践的な取組をされている方を講師に招き研

修を計画しているが、年度の当初に講師の手配とテーマの設定までができなかった。17番目については、資料の留意点に記載のとおり、市がデータまたは紙面で方針を整備している場合に、市の指標を満たすとしているが、データや紙面の形式では整備していないため×としている。一方、センターでは、データまたは紙面の整備をしているので○としている。今後は業務の改善につながる内容で、紙面の形式で、年度中の策定を行っていききたい。19番目についても、留意点に記載のとおり、データまたは紙面の整備をしている場合に、指標の満たすとしているため、整備されていないセンターがあり、△としている。なお、市から各地域包括支援センターへ業務委託する中で、プライバシーの配慮について求めており、実際のセンターにおける相談業務等においては、プライバシーの確保に十分留意しながら、相談を行っている。データ、紙面での整備について、全5包括が実施できるよう、来年度に向けて取り組んでいく。

委員：評価について、市内に地域包括支援センターが5つあり、それぞれの地域包括支援センターの指標の評価の仕方は、どのように行ったのか詳しく教えていただきたい。また、それぞれの地域包括支援センターで、○がつかなかった項目に関しては、今後、改善事項をどのように提出してもらう予定であるのか。

事務局：各センターの評価の方法については、市からの調査項目の送付と返信、内容確認という形で実施をした。改善の方法としては、ご意見をいただいた内容も踏まえ、次回の本協議会で協議いただく来年度の地域包括支援センターの事業実施方針・計画の中で、改善内容を盛り込んだ形で実施する。

委員：25番目について、国の指標では、家族介護者からの相談件数、相談内容を把握するとしているのに、なぜ市では把握していないのか。33番目について、介護支援専門員に対するアンケートを行い、センターに情報提供を行っているかについて、市の回答は×である。他方、センターの回答は、△であるため、一部のセンターが市から情報提供を受けているとしている。なぜ、市では提供していないと回答しているのに、センターが提供を受けているとしているのか。35番目について、地域住民へ介護予防・自立支援に関する出前講座の実施は、大切であると考えますが、なぜ一部のセンターで実施ができていないのか。52番目について、マネジメント・介護予防支援について委託している場合に、公平性、中立性を何で担保しているのか。

事務局：25番目について、地域包括支援センターから市への相談件数・内容に関する報告については、これまで市で分類してきた報告の中に、家族介護者が入っていない。来年度からは、家族介護者についても報告を求めるとともに、内容についても、把握を進めて、事業立て等を検討する。32番目について、市では、留意点にあるとおり、データ・紙面の形式では提供していないことから、市の指標は×としている。一方、センター指標は、情報提供だけでなく、地域ケア会議の

開催実績についても評価するものとなっていることから、実施済みのセンターと未実施のセンターがあり、△となっている。センターは十分に業務を遂行しており、指標とのアンバランスな部分で矛盾が見える評価になっている。35番目の出前講座についても、各センターともに、地域から依頼があれば、準備を行い、出前講座を実施しているが、今回の指標では、前年度の実績が評価対象であることから、前年度の実績がなかったセンターがあり、△の評価をつけた。52番目について、ケアプラン作成に係る委託の指針について、市から紙面で提示できていない。要支援の方のケアプランを作成する際に、委託をする場合、小平市は他市と比べて委託の件数が少ない状況にある。例えば、要介護認定をもっていると、居宅介護支援事業所のケアマネジャーさんがケアプランをつくる。要支援であれば、地域包括支援センターがプランをつくるという業務の線引きが法律上されている。委託の事例としては、例えば、状態が変化することが多く、要支援だった方が要介護になり、要介護の方がもう一回要支援になると、要介護のときにお付き合いのあったケアマネジャーに、引き続きかわりをもってもらいたいケースが、委託するケースとなる。この他、小平に住所を残しておきながら、市外の施設に入り、そこで要支援認定をもってサービスを使うケース。小平市の委託の件数としてはこうした事例が多く占めているが、国の指標では、多くの委託を出すから中立的な基準が必要だと捉えているようだが、市の現状がそうはなっていない。しかし国からの指標のとおり、件数の多寡にかかわらず、中立性は明確に確保しなければならないと考えている。市としても、ここで改めて5包括統一して、効率性が保てる指針を策定する予定である。

委員：第2層を小平市では協議会と書いているということだったが、協議体に戻っているのはなぜか。

事務局：国の言い方は協議体。小平で実施する場合は、開催以降のここの協議会という言い方で区別している。国が示した文書については、そのまま協議体で今後開催に向けて検討しているものも協議体。会が立ち上がれば協議会という。そこで線引きをしている。

会長：それでは、この案件については、了承ということよろしいか。

(異議なし)

会長：それでは、了承とする。

2 報告事項

(1) 地域包括支援センターの活動実績、地域ケア会議実績報告について

[質疑応答]

委員：資料3の1ページについて、その他、安否確認・救急対応という項目で、徘徊に

についての対応なのかと質問をした。それに対して、自宅外の安否確認等で、徘徊以外もあり、この数字は徘徊者の人数とは違うという回答だった。徘徊者の人数は全体的にどのくらいなのか教えてもらいたい。

事務局：認知症の中でも、徘徊を行っている人数の算出は、推計でも難しい。参考として、別の事業でGPSの配布事業、QRコードの配布事業において、それを必要とする徘徊のおそれのある方かどうかは不明だが、GPSは約20人、QRコードは、現在10数件というところで推移している。

委員：1ページ目について、困難事例への指導助言で健成苑が4番目だが、2ページ目で困難ケース対応（実件数）は、健成苑は突出してるが、これはどう読めばいいのか。

事務局：1ページ目の困難事例への指導助言は、地域包括支援センターが新規のケアマネジャーに対して指導助言をした件数であり、2ページ目の基幹型の業務としての報告は、中央包括以外の地域包括支援センターに対して包括の業務についての、さらに困難ケースへの対応ということでの数の報告となる。

委員：詐欺等の事件があったとき、警察から、市役所に被害内容などの連絡は来るのか。

事務局：高齢者部門への個別の連絡はない。市の消費生活相談室における相談業務の中で、本人から詐欺等の相談が入ることもあると考えている。

委員：先日、近所で認知症の方がいたので、警察に連絡をしたが、その後の対応方法については、個人情報で理由に教えてもらえなかった。認知症の徘徊について、警察と市役所は、認知症の徘徊の高齢者を警察が届けた場合、連絡はあるのか。

事務局：基本的に身元がわかる方であれば、警察がネットワーク等を通じて送り届けてもらうのが典型例かと考えている。身元が全くわからないとなったときに、市役所に連絡して、市も警察も両方のアンテナでその方の身元を当たるケースもある。最初の通報が市に入ってくるということもあるが、この場合、市から警察に、連絡するケースある。市として、その後の状況を全て、通報した方に細かいお話しはできない。補足として、警察には通報しにくい場合は、市役所に連絡してもらえれば必要な対応をとる。

委員：期間ごとに、センターごとの内容が出てるが、どのくらいの件数が市に相談として来るのか。

事務局：近年、地域包括支援センターの周知等で、最初の相談が、市よりも圧倒的に地域包括支援センターに入るようになってきていること、特に今後のかかわりという部分については、初回の相談から地域包括支援センターかかわっていくほうが良い部分があるので、包括が主とする相談業務については、包括に相談をする対応が多くなってきている。

委員：相談をするときには、地域の包括支援センターへ行ってほしいというようなPRがもっとあると良い。

事務局：認知症かどうかわからない状況の中でも、様々なケースがある。警察がコンビニに買い物に来て、この方の家の帰り方がわからないというのは、認知症が疑われるが、民生委員に問い合わせることもある。そして、その方が名乗っている名前でも問い合わせがあったりする。実際には名乗っている名前が違って、実際には名前が違っていったというケースもある。また、近所からの相談等で、認知症が疑われることを、周りから相談されるが、その後どうなったかについては、市で回答できない。また、安否確認・緊急対応について、高齢者の方への安否確認は、様々な形で市や社会福祉協議会でも行っている。例えば社会福祉協議会が行っているヤクルトの安否確認は、本人がいないが、本人はたまたま忘れて出かけてしまった、お弁当を頼んだのに忘れて出かけてしまったとかというときに、その方の安否を確認するような連絡が入ることもある。

(2) 地域密着型サービス整備・運営事業者の選定結果について

〔質疑応答〕

委員：ユニットは、部屋の数のことか。

事務局：ユニットは部屋の数ではなく、ユニットごとに皆で食事をするなどの9人のグループで、グループごとに共同の生活を行うという形。グループホームの各部屋は、個室になっており、食事をする時には、ダイニングで皆で食事をする形となる。

委員：同じグループホームの中で、9人のグループがあるのか。

事務局：そのとおり。1、2階にそれぞれ9人のグループが一つずつあり、そこで共同の生活をし、自宅にいるのと同じような形で生活をできるというのが、グループホームの特色である。

(3) 総合事業の事業者指定状況について

〔質疑応答〕

なし

3 その他

(1) 地域包括ケア推進計画（第7期）（第4章 施策の取組）について

1 地域づくり・日常生活支援

〔質疑応答〕

委員：サロン、通いの場、居場所と言われているが、高齢者が自宅でひきこもり、外出しないのは、身体面でも、健康面でもよくない。通いの場があると、外出してコミュニケーションが図れるので、認知症予防や心身の健康にも良いと思う。医療費軽減にも寄与しているのではないかと思う。居場所というのは、月に1回、週

に1、2回やっているところもあり、利用者にとっても行きやすいところと行きやすくないところなど様々だが、その内訳がわかると、もっとこの見方が深まるのではないか。26カ所と箇所数だけを表示するより、そういったものが把握できるようになると良い。それにより実際に運営している人も張り合いが出てきて、お手伝いをしているスタッフも生きがいを感じると思われる。

委員：カフェ花南を今年の9月から開設し、月に1回行っている。市内で多くの居場所づくりが活発に動いているので、やっている方たちとの連携も徐々に広がっており、ほかの居場所の方たちが来て、実際に情報交換等もしている。地域的に広がりのあるところと、これからやろうというところが具体的にたくさん出てきているので、これからこの部分については、もっと小平市内では活発な動きが出てくると思われる。

委員：どのぐらいの時間で行っているのか。

委員：居場所の場所が、最初の問題となる。場所を確保するのが困難だったが、社会福祉協議会から働きがけをしていただき、順調に進んでいる。また自宅でやってくれる方は、それぞれ場所によって条件が異なり、月1回しかできないところ、週に1回、月に2、3回できるところと条件は変わる。時間帯は、私どもは、1回につき1時から3時半までの2時間半やっている。条件によって、開催時期とか時間帯は変わってくる。

委員：たかの街道沿いに、さつきという施設があり、毎週火曜と木曜日に10時から4時までやっている。100円でコーヒーや軽いお菓子が用意してあり、将棋、囲碁、雑談をしたり、お昼を各自それぞれ持ち寄っている。

委員：順調に長くやっているところや試行錯誤のところもあるので、それぞれ場所によって、条件は違う。いろいろな情報交換もあわせて、もっといい居場所づくりが進んでいくと思われる。

委員：運営している方から、さまざまな利用者が来るので、どうやって対応したらいいのかわからない場面に直面することが多くあったと聞いたことがある。そのため、勉強会等を開き、そこで働くボランティアの方々の能力向上を図ってきたと伺った。また、生活サポーターなどの累計登録者数について、32年度末目標の人数は、どういう状況を想定して、この人数を算出したのか。

事務局：生活サポーター、介護予防リーダー、認知症支援リーダーについての算出根拠は、それぞれの3年間の開催コース数、受け入れ人数を推測し、算出している。

委員：地域のニーズは入っていないのか。

事務局：入っていない。

2 見守り体制の充実について

〔質疑応答〕

委員：この資料を見る限り、市内に多くあるコンビニが入っていない。行政はコンビニと締結していかないのか。

事務局：コンビニと締結したいと考えているが、自治体と事業所が結ぶ協定が、高齢者の協定だけではなく災害の部分など、他の包括的な協定も結び出しており、どうい
うアプローチが良いのか検討している。

4 閉会